

○上越教育大学学校実習委員会規程

(平成30年4月18日規程第16号)

最終改正 令和5年3月23日規程第14号

(設置)

第1条 上越教育大学教授会規則(平成16年規則第5号)第8条第1項の規定に基づき、上越教育大学教授会の専門委員会として、上越教育大学学校実習委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、大学院の学校実習(学校支援プロジェクト及び課題研究プロジェクト)に関する事項について調査検討することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校実習に関する事項
- (2) 内部質保証に関する事項
- (3) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 教育支援高度化専攻心理臨床研究コースから選出された教授又は准教授(講師及び助教を含む。以下同じ。)1人
- (3) 次のアからエまでの区分により教育実践高度化専攻の各コースから選出された教授又は准教授16人
 - ア 学校教育実践研究コースの各領域から各1人
 - イ 教科教育・教科複合実践研究コースの各分野(教科横断・総合学習領域を除く)から各1人
 - ウ 教科横断・教科複合実践研究コース教科横断・総合学習領域1人
 - エ 発達支援教育実践研究コース1人
- (4) 学校教員養成・研修高度化センター学校教育実践部門長
- (5) 学校実習・ボランティア支援室長
- (6) 附属学校長(園長を含む。)
- (7) 学校実習課長
- (8) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第5条 前条第2号、第3号及び第8号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第8号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第8条 委員会は、委員(出張を命じられた者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務の処理)

第11条 委員会に関する事務は、学校実習課において処理する。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年4月18日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第4条第2号及び第6号の委員の任期は、第5条第2項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則(平成30年規程第17号(平成30年5月9日))

この規程は、平成30年5月9日から施行し、平成30年4月18日から適用する。

附 則(平成31年規程第37号(平成31年3月22日))

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規程第28号(令和3年11月24日))

この規程は、令和3年11月24日から施行する。

附 則(令和4年規程第6号(令和4年1月24日))

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程による改正前の第5条第1項の規定に基づき委員を委嘱されていた者は、令和4年3月31日をもって当該委嘱を解除するものとする。

附 則(令和5年規程第14号(令和5年3月23日))

この規程は、令和5年4月1日から施行する。